

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人全国助産 師教育協議会	年会費	200,000	一口100,000	平成26年4月4日 4月6日 4月30日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人全日本病 院協会	年会費	264,000	一口48,000	平成26年5月30日 8月1日 9月11日 9月30日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本医学 放射線学会	年会費	196,000	一口15,000	平成26年4月11日 4月16日 4月30日 5月30日 11月1日 11月28日 12月1日 平成27年1月1日 3月13日 3月16日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益財団法人日本医療 機能評価機構	年会費	1,090,000	一口60,000	平成26年4月1日 4月30日 5月16日 5月30日 5月31日 6月30日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公財	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分
厚生労働省	国立病院機構	公益財団法人日本医療 機能評価機構	産科医療補償制度掛 金	530,955,500	-	平成26年4月28日 4月30日 5月27日 5月30日 6月27日 6月30日 7月28日 7月31日 8月1日 8月27日 8月29日 9月29日 9月30日 10月27日 10月31日 11月27日 11月28日 12月25日 12月26日 12月29日 平成27年1月27日 1月30日 2月27日 3月27日 3月31日	-	公財	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本化学 療法学会	年会費	202,000	一口9,000	平成26年4月22日 4月30日 5月20日 5月30日 5月31日 7月1日 8月29日 9月30日 10月3日 10月31日 平成27年1月5日 2月27日 3月13日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本産婦 人科医会	年会費	227,500	一口18,000	平成26年7月31日 8月15日 8月29日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本小児 科学会	年会費	479,000	一口10,000	平成26年4月11日 4月30日 5月30日 6月3日 6月30日 7月31日 8月29日 9月8日 9月30日 10月31日 12月26日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本整形 外科科学会	年会費	645,000	一口5,000	平成26年4月30日 5月16日 5月21日 5月30日 5月31日 6月30日 7月31日 8月15日 9月1日 9月30日 11月28日 12月26日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本精神 神経学会	年会費	125,000	一口15,000	平成26年4月3日 4月15日 4月30日 5月30日 6月3日 6月28日 平成27年3月1日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本臓器 移植ネットワーク	年会費	1,200,000	一口100,000	平成26年4月23日 5月30日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益財団法人日本中毒 情報センター	年会費	310,000	一口100,000	平成26年4月1日 4月30日 5月16日 平成27年3月16日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公財	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本放射 線技術学会	年会費	482,000	一口13,000	平成26年7月1日 9月30日 10月1日 12月25日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本放射 線腫瘍学会	年会費	108,000	一口6,000	平成26年7月1日 9月30日 11月28日 平成27年2月27日 3月1日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本麻酔 科学学会	年会費	244,000	一口18,000	平成26年4月30日 5月3日 6月3日 8月26日 9月16日 10月31日 12月26日 平成27年1月30日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連 携の促進に係る医療情報収集に 必要なため	公社	国所管

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人	交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本理学療法士協会	年会費	168,000	一口21,000	平成26年9月30日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本リハビリテーション医学会	年会費	336,000	一口12,000	平成26年4月3日 4月11日 4月16日 4月30日 5月30日 6月30日 7月31日 9月1日 9月16日 9月30日 12月1日 平成27年3月20日 3月31日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管
厚生労働省	国立病院機構	公益社団法人日本臨床細胞学会	年会費	161,800	一口12,000	平成26年6月7日 7月31日 8月29日 8月31日 9月30日 11月9日 12月26日 平成27年1月1日 2月1日	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国所管